

道路旅客運送業等緊急支援事業費補助金のご案内

ポイント

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内のバス・路面電車運行事業者、タクシー事業者及び運転代行業者が取り組む「新しい生活様式」に対応した「感染症対策」や「販促・新サービス展開等事業」の費用を補助する制度です。

対象者

①バス・路面電車運行事業者

(路線バスや高速バス、貸切バス、送迎バス(特定旅客自動車運送事業)、路面電車を運行している事業者)

②タクシー事業者

(タクシー、乗合タクシー、デマンドタクシー及び介護タクシー事業者。または、これらの事業者が組合員として加入している事業協同組合)

③運転代行業者

(自動車運転代行業を行う事業者)

補助率等

・補助率：3/4以内

・補助上限額(下限額)

① 1事業者50万円又は1台10万円のいずれか低い額(1台5万円)

② 1事業者30万円又は1台10万円のいずれか低い額(1台3万円)

③ 1事業者20万円又は1台10万円のいずれか低い額(1台3万円)

対象事業

(1)感染症対策事業

(2)販促・新サービス展開等事業

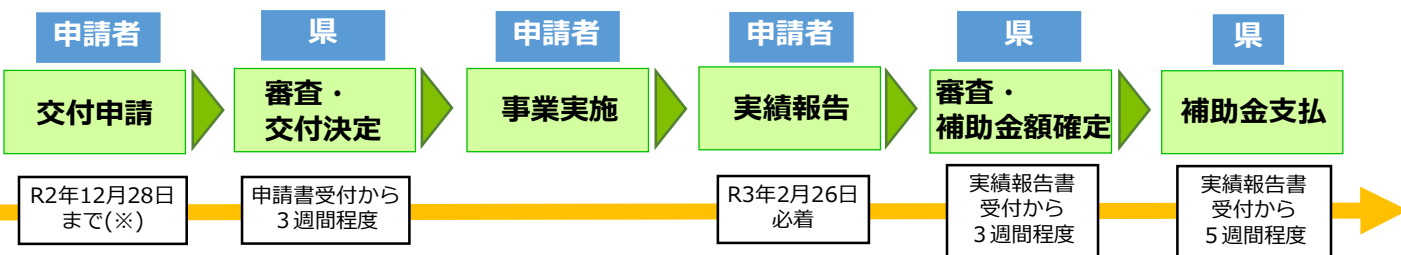
※(2)は(1)と併せて実施する場合のみ補助対象事業とする。

対象経費

車両等への感染症対策、販促・新事業展開、専門家による指導・助言、プロモーション、キャッシュレス化等に係る経費

※令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能です

補助事業の流れ



(※) この日以降に交付申請を予定されている場合は、事前に裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

注意事項

- ・原則「**交付決定通知書**」の受領後に物品の購入や、契約の締結などの事業を行うこと。
(ただし、令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、補助金交付要綱に照らして適正と認められる場合には、遡って補助対象とすることができます。)
- ・交付決定後、**補助事業の内容や補助金額等を変更する際は、事前に変更申請を行い、変更交付決定を受け、「変更交付決定通知書」の受領が必要**です。
- ・交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告の提出がない場合は、補助金は受け取れません**。
- ・**国や市町村等が助成する他の補助金や給付等で賄われるべき費用**(他の補助金との併用や、介護保険との重複請求など)は**補助対象とはなりません**。

裏面に続く

補助対象経費 具体例 (対象経費に当たるか不明な場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。)

節	対象経費例	
	(1) 感染症対策事業	(2) 販促・新サービス展開等事業
報償費	・感染症対策等について、専門家から指導・助言を受けた際の謝金	・「新しい生活様式」に則した新サービスの開発に向けて、専門家から指導・助言を受ける際の謝金
需用費	・衛生用品（マスク、消毒液等）の購入費用 ・感染症対策への取組をPRするためのチラシ・ポスター、POP等の広報・掲示物の印刷費用 ・ビニールシート（セパレータカーテン）、フィルム等の間仕切りの購入費用	・販促（利用促進）や新サービスの広報のために必要なチラシ・ポスター、POP、のぼり旗等の印刷費用 ・新サービスを実施するために必要な物品等の購入費用
役務費	・衛生用品やチラシ・ポスター・POP等の運送料 ・感染症対策等について周知する新聞広告料、テレビ・ラジオ等による広告料	・販促（利用促進）に使用するチラシ・ポスター、POP、のぼり旗等の運送料 ・販促（利用促進）や新サービスの広報のための新聞広告料、テレビ・ラジオ等による広告料
委託料 (※事前に 県への協議 が必要)	・車内の消毒作業を専門業者に依頼した際の費用 ・感染症対策に取り組んでいることをPRするためのWEBページの追加などに係る委託料	・新サービスの商品パッケージのロゴデザイン及びラベル制作費用 ・新サービスで使用する新規WEBサイト作成や、既存WEBサイトの改修に係る費用
使用料及び賃借料	・専門家を招いての感染症対策に係る勉強会の会場の借り上げ費用 ・三密を避けて事業を実施するため、自社以外から車両をリースした費用	・新サービス（キャッシュレス決済等）で使用する物品等のリース・レンタル料
旅費	・感染症対策等について、専門家から指導・助言を受ける際にかかる専門家の移動費	・「新しい生活様式」に則した新サービスの開発に向けて、専門家から指導・助言を受ける際にかかる専門家の移動費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課費 ・食糧費 ・光熱水費 ・1件の取得価格（消費税含む）が10万円（コンピューターは2万円）以上の物品 ・特典に係る経費（商品券のプレミアム分の経費及びスタンプラリーの特典）並びにセール商品の値引き分 ・その他感染症対策及び販促・新サービス展開等に直接関係のない、又は関連性を明確に証明することができない費用 	

補助金申請等関係資料 提出先

バス・路面電車運行事業者	一般社団法人高知県バス協会	〒781-5103 高知市大津乙1879番地9
タクシー事業者 (※各事業者が所属する団体に提出すること)	一般社団法人高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879番地9
	高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879番地9
	高知個人タクシー協同組合	〒781-8130 高知市一宮東町5丁目21-11
	南四国個人タクシー協同組合	〒780-0047 高知市相模町13-17
	<※上記団体に所属していない事業者> 高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課 地域交通担当	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
運転代行業者	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課 地域交通担当	〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

【問い合わせ先】 高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課 地域交通担当

TEL : 088-823-9735 FAX : 088-823-9526 E-mail : 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070301/2020062600015.html>

